# IFRS の金融負債規定に関する一考察

安　井　一　浩

## 1　は　じ　め　に

2012年８月現在，日本基準と IFRS 規定において金融負債の当初認識後の測定に関して相違が存在する。日本基準では金融負債については，債務額をもって貸借対照表価額とし，社債などで収入額と償還額が異なる場合には償却原価法を適用することとされている（企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第26項）。一方 IFRS 第９号では，償却原価法以外[1)]に損益を通して公正価値で測定する負債が規定されており（2012年版 IFRS 9. par. 4.2.1, par. 5.3.1），これには売買目的で保有する負債と公正価値オプションの要件を満たし指定されたものが含まれている（2012年版 IFRS 9. Appendix A, par. 4.2.2）。

この相違点は，日本の企業会計基準委員会と国際会計基準審議会（The International Accounting Standards Board：以下 IASB）とのコンバージェンスプロジェクトが進展する中でも解消されていない。また企業会計審議会においても平成22年（2010年）８月３日に開催された総会において，負債を公正価値で評価することについて疑問がある旨の発言（三井総務課長の発言）がなされ，関連する資料が提出されている（企業会計審議会 2010a, 2010b）。

本論文ではまず IAS／IFRS の金融負債の当初認識後の評価に関する規定の変遷を概観した。そのうえで IASB から公表された資料をもとに論点を挙げ，その中でも公正価値評価の根拠および自身の信用リスクの取扱いについて，その根拠を本論文で提案した区分に従って分類し検討を行った。

## 2　IAS／IFRS 規定の変遷と論点

### 2.1　IAS／IFRS 規定の変遷

IAS／IFRS において金融負債は金融商品の一種とされている。金融商品の測定に関する規定としては，1999年３月に IAS 第39号「金融商品：認識および測定」が IASB の前身の組織である国際会計基準委員会（The International Accounting Standards Committee：以下

IASC）により公表された。IAS 第39号は，IASC にとって金融商品の認識および測定に関する最初の包括的な会計基準であり，その後2003年および2005年に改訂が行われた。また2009年11月に IFRS 第９号が公表され IAS 第39号の規定の一部が IFRS 第９号に移されている。これらのうち金融負債に関する規定の変遷は以下の通りである[2)]。

（1）IAS 第39号公表時

売買目的で保有する金融負債以外の金融負債は，償却原価により評価されるものとされ，売買目的で保有する金融負債は，公正価値により評価されるものとされた（1999年版 IAS 39. par. 93）。また公正価値の変動から生じ認識した利得または損失は，発生時の純損益に含めるものとされた（1999年版 IAS 39. par. 103）。

（2）公正価値オプション導入時

2003年12月に IAS 第39号が改訂され公正価値オプションが導入された。ここでは損益を通して公正価値で評価する負債として以下の２つを挙げている（2004年版 IAS 39. par. 9）。

a．売買目的で保有する金融負債

ここに分類されるのは以下のずれかの場合である。

（ｉ）主として短期的な買戻しを目的として引受けた場合

（ii）一体として管理され，最近の短期的な利益獲得の実際のパターンの証拠がある識別された金融商品のポートフォリオの一部である場合

b．当初の認識時において企業によって損益を通して公正価値で評価する負債として指定されたもの。なお IAS 第39号の適用範囲であれば，任意の金融負債が当初認識時に指定することができるとされた。

また損益を通して公正価値で評価する負債等以外は，実効利息法による償却原価法により評価するものされた（2004年版 IAS 39. par. 47）。さらに損益を通して公正価値で評価することに分類された金融負債に関する利得または損失は，損益で認識することとされた（2004年版 IAS 39. par. 55）。

（3）公正価値オプション規定改訂時

2005年６月に IAS 第39号が改訂され公正価値オプションに関する規定が改訂された。ここでは上記（2）の公正価値オプション導入時に，任意とされた公正価値で評価するこ

との指定に，以下のいずれかを満たしより適切な情報となる場合とされた（2006年版 IAS 39. par. 9）。

（ｉ）そのようにしなければ，負債の測定あるいは負債から生じる利得および損失の認識を異なる基準で行うこととなるであろう，測定または認識の不一致（時として会計上の不一致として言及されるもの）を取り除くか著しく軽減する場合

（ii）公正価値を基準として金融資産，金融負債または双方がグループとして管理され，実績が評価される場合で，文書化されたリスク管理または投資戦略に基づいており，内部でその基準に基づいて企業の重要な経営管理者にそのグループの情報が提供されている場合

（4）IFRS 第 9 号／IAS 第39号改訂時

IFRS 第 9 号は2009年11月に公表された。ここでは IAS 第39号から金融資産に関する規定が移され，金融負債に関する規定は IAS 第39号に残され実質的な変更はなかった。その後2010年10月に改訂され IAS 39号の金融負債の規定が IFRS 第 9 号に移された。そこでは従来の IAS 第39号と同じ内容で，損益を通して公正価値で評価する負債として a. 売買目的で保有する金融負債および，b. 当初の認識時において企業によって損益を通して公正価値で評価する負債として指定されたものの 2 つを挙げている（2011年版 IFRS 9. Appendix A）。なお損益を通して公正価値で評価する負債の指定要件も IAS 第39号と同様となっている（2011年版 IFRS 9. par. 4.2.2）。

また当初認識後の評価は，IAS 第39号と同じく損益を通して公正価値で評価する負債等以外は，実効利息法による償却原価法により評価するものとされた（2011年版 IFRS 9. par. 4.2.1, par. 5.3.1）。

一方，損益を通して公正価値で評価する負債については，その負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動を，その他の包括利益に表示し，それ以外の公正価値の変動部分を損益に表示することとされた（2011年版 IFRS 9. par. 5.7.1, par. 5.7.7）。ただしその他の包括利益に表示される負債の信用リスクの変動の効果が，損益において会計上の不一致を引き起こすか増大させる場合は，その負債に関するすべての利得と損失を損益に表示することとされた（2011年版 IFRS 9. par. 5.7.7, par. 5.7.8）。

このように IAS／IFRS では，IAS 第39号公表時より負債の評価は，償却原価法と一定の条件のもとにおける公正価値評価が採用されてきた。この点において一貫して日本基準との相違がみられる。またその後の改訂は公正価値で評価する負債の範囲，特に公正価値

オプションの範囲に関するものと公正価値の変動の表示に関するものであった。

### 2.2　公表資料

IASC および IASB は，上記の IAS 第39号の公表および改訂，IFRS 第９号の改訂に際して以下の公開草案（Exposure draft），討議資料（Discussion paper），スタッフ・ペーパー（Staff paper）を公表している。時系列を追って挙げれば以下のようになる。

（1）IFRS 第39号公表時関連

・1991年９月

「公開草案Ｅ40：金融商品（Exposure draft, E40: financial instruments）」（以下：公開草案Ｅ40（1991））

・1994年１月

「公開草案Ｅ48：金融商品（Exposure draft, E48: Financial instruments）」（以下：公開草案Ｅ48（1994））

・1997年３月

「金融資産および金融負債のための会計：金融商品に関する運営委員会によるコメントのために公表された討議資料（Accounting for financial assets and financial liabilities: a discussion paper issued for comment by the Steering Committee on Financial Instruments）」（以下：討議資料（1997））

・1998年６月

「公開草案Ｅ62：金融商品：認識および測定（Exposure draft, E62: Financial instruments: recognition and measurement）」

（以下：公開草案Ｅ62（1998））

（2）公正価値オプション導入時関連

・2002年６月

「IAS 第32号 金融商品：開示と表示および IAS 第39号 金融商品：認識および測定の改訂案の公開草案（Exposure draft of proposed amendments to IAS 32, financial instruments: disclosure and presentation. IAS 39, financial instruments: recognition and measurement）」（以下：公開草案（2002））

（3）公正価値オプション規定改訂時関連

・2004年４月

「IAS 第39号 金融商品：認識および測定の改訂案の公開草案 公正価値オプション（Exposure Draft of proposed Amendments to IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement The Fair Value Option）」（以下：公開草案（2004））

（4）IFRS 第 9 号／IAS 第39号改訂時関連

・2009年 6 月

「討議資料：負債における信用リスク測定（Discussion Paper: Credit Risk in Liability Measurement）」（以下：討議資料（2009））

「スタッフ・ペーパー：負債測定における信用リスク（Staff Paper: Credit Risk in Liability Measurement）」

（以下：スタッフ・ペーパー（2009））

・2010年 5 月

「公開草案 金融負債のための公正価値オプション（Exposure Draft Fair Value Option for Financial Liabilities）」

（以下：公開草案（2010））

またIAS 第39号については，上記2003年12月の（2）公正価値オプション導入時の改正より，IFRS 第 9 号については，2009年11月の公表時より結論の背景（Basis for Conclusions）が付されている。

## 3　金融負債に関する論点

上記 2.2 公表資料で挙げたIASC／IASB の資料および結論の背景で示されている論点を整理し挙げれば以下のようになる。

（1）金融負債の当初認識後の測定関連

（論点１－１）金融負債の公正価値評価の是非

当初認識後において負債の公正価値による評価を認めるか否かという論点である。上記「１はじめに」で触れたように，金融負債の公正価値評価は未だに日本基準では認められていない。一方でIAS 第39号およびIFRS 第 9 号では償却原価法と公正価値による評価法が規定されている。

（論点１－２）自身の信用リスク部分の変動の取扱い

格付けが最高位にあり，債務不履行が生じる可能性が極めて少ないと考えられる債券に適用される利率は，リスク・フリー利率と呼ばれ，ある債券の利率とこの利率との差は，リスク・プレミアムと称される（Merton 1974. p 454）。このリスク・プレミアム部分は，換言すれば自身の信用リスク部分となるが，この部分をどのように取り扱うかという議論である。信用品質が下落した場合に，信用リスクが上昇し自身の信用リスク部分が増加するとされている。その場合，利率が上昇し債務の公正価値が下落して利得が生じるのは，「直観に反する」との意見がある。ここでは公正価値に自身の信用リスク部分を含めるか否か，あるいは公正価値変動にリスク・プレミアムの変動部分を含めるか否かという論点である。

なお公正価値変動には，リスク・プレミアムの変動部分を含めるが，当該部分について損益に含めるか否かの議論については，後ほど取り上げるものとする。

（論点１－３）自身の信用リスク部分の変動部分を公正価値変動に含めない場合の取扱い

上記（論点１－２）自身の信用リスク部分の変動の取扱いにおいて，自身の変動リスク部分を公正価値変動に含めない場合に，どのように取扱うかという論点である。以下の方法がスタッフ・ペーパー（2009）において取り上げられている。

（ｉ）リスク・プレミアム部分を当初認識時から排除する方法

リスク・プレミアム部分を排除したリスク・フリー利率で評価額を計算する方法である。（スタッフ・ペーパー（2009）. p 10. par. 26）。

なお当初認識時に現金受取額と評価額とのあいだに差額が発生する場合に，当該差額については以下の２つの処理方法が示されている（スタッフ・ペーパー（2009）. p 19. par. 62）。

（ｉ－１）差額を当期の損益とする方法

現金受取額とリスク・フリー利率で割引いた差額を，当初認識時点が属する期の損益に負担させる方法である。

（ｉ－２）差額を持分に計上し償却する方法

現金受取額とリスク・フリー利率で割引いた差額を，持分に計上しその後，負債の償還期間にわたり償却する方法である。

（ⅱ）リスク・プレミアム部分を固定する方法

割引率にリスク・プレミアムも含めるが，当初認識時の率に固定しその後はリスク・フリー利率の変動部分のみを割引率の変動に反映させる方法である。「凍結信用スプレッド方式」と呼ばれスタッフ・ペーパー（2009）の設例で取り上げられている（スタッフ・ペーパー（2009）．p 23-p 24. Appendix. A9）。

（2）金融負債の分類関連

（論点２）金融負債の分類と評価方法

金融負債の分類に関する論点である。IAS 第39号／IFRS 第９号では，上記「2.1 IAS／IFRS 規定の変遷」において示したような区分で金融負債の取扱いを規定しているが，IAS 第39号の公表に至るまで，上記「2.2 公表資料」で挙げた公開草案の中で以下のような区分と取扱いを示している。

・公開草案Ｅ40（1991）

標準測定基準では，投資活動または財務活動から生じる金融負債は，償却原価法により評価され（公開草案Ｅ40（1991）．par. 63, par. 69），営業活動または運用活動から生じる金融負債は公正価値により評価される（公開草案Ｅ40（1991）．par. 89）。また認められた代替的測定基準では，金融負債は公正価値で評価される（公開草案Ｅ40（1991）．par. 138）。

・公開草案Ｅ48（1994）

標準測定基準では，長期または満期保有で，予定された支払または固定あるいは決定可能な額により決済される金融負債は，償却原価法により評価され（公開草案Ｅ48（1994）．par. 92），その他の金融負債は公正価値で評価される（公開草案Ｅ48（1994）．par. 162）。また認められた代替的測定基準では，金融負債は公正価値で評価されるが，時間または費用の制約により充分に信頼性を持って決定できない場合には，原価基準もしくは最近において測定された公正価値により測定される（公開草案Ｅ48（1994）．par. 183）。

・公開草案Ｅ62（1998）

売買目的で保有する負債以外の負債は償却原価法で測定する。売買目的で保有する負債は公正価値で評価するが，公正価値が信頼性を持って測定できない場合には，償却原価法によるものとしている（公開草案Ｅ62（1998）．p39. par. 59）。

（3）公正価値オプション関連

（論点３－１）公正価値オプションの導入の是非

上記「2.1 IAS／IFRS 規定の変遷」で示した（2）公正価値オプション導入時における論点である。IAS 第39号／IFRS 第９号では，IAS 第39号公表時より売買目的で保有する金融負債は，公正価値により評価を行うとされていたが，それ以外の金融負債についても公正価値により評価を行うことを選択することが可能な，いわゆる公正価値オプションを導入すべきか否かという論点である。

（論点３－２）公正価値オプションの適用要件

上記「2.1 IAS／IFRS 規定の変遷」で示した（3）公正価値オプション規定改訂時における論点である。（2）公正価値オプション導入時には，任意の負債について公正価値オプションの指定が可能であったが，指定対象に制限を設けるか否か，その場合範囲をどこまでとするかという論点である。

（4）信用リスク変動部分の計上区分関連

（論点４）自身の信用リスクの変動部分をどの区分に計上するか

上記「2.1 IAS／IFRS 規定の変遷」で示した（4）IFRS 第９号／IAS 第39号改訂時における論点である。（論点１－２）自身の信用リスク部分の変動の取扱いで（ｉ）リスク・プレミアムも含めて評価を行う方法を採用した場合に，その差額を包括利益計算書において当期の損益に計上するのか，その他の包括利益に計上するのかという論点である。

## 4　根拠の分類と説得力

### 4.1　根拠の分類

IFRS に限らず会計基準は，各規定について何らかの根拠に基づいて提案され，その後に設定あるいは改訂されていると考えられる。また採用されなかった考え方あるいは提案についても，なんらかの根拠が存在すると考えられる。本論文では，会計基準の提案あるいは設定の根拠について以下のように分類した。

（1）論理的根拠

会計基準の規定が，文章の前後関係のみに基づく根拠によっている場合をいう。なお会計基準の規定間の前後関係のみならず，フレームワークとの関係も含まれる。演繹法的ともいえる。この論理的根拠は以下の２つに分類できる。

(1)-1　普遍的論理的根拠

普遍的な証明がなされている場合である。ここで普遍的とはいかなる場合にも成立することをいう。おそらく論理学でいう「論理的」な場合に該当すると言えよう。例えば「金融商品はすべて公正価値で評価を行う。また金融資産は金融商品の一種である。従って，金融資産は公正価値で評価を行うべきである。」という場合があげられる。ここでは「金融商品はすべて公正価値で評価を行う。」と「金融資産は金融商品の一種である。」が前提となり，ここから「金融資産は公正価値で評価を行う。」という結論が導き出されている。なお前提は他の会計基準に限らずその体系におけるフレームワークも含まれる。

(1)-2　不完全論理的根拠

これは上記の普遍的論理的根拠ではなく，その根拠について普遍的な証明がなされていない場合である。例えば「有形固定資産は，売買目的ではないため取得原価で評価すべきである。」という場合に，「売買目的ではない」ことが，「取得原価で評価すべきである」ことの根拠であると，フレームワークあるいは会計基準の規定から普遍的に証明されているとは言えない。このように普遍的な証明がなされていないものを不完全論理的根拠であるとした。あるいは「～は当然である。」といった場合もその理由が示されていない限りは，不完全であると考えられる。

またある主張に対して，必要条件のみを示している場合がある。例えば「上場有価証券はすべて公正価値測定をすべきである。」という規定の根拠を「上場有価証券はすべて公正価値の測定が可能であるから。」とする場合である。後者は前者の必要条件であるが，十分条件ではない。そのためこのような場合も論理的には不完全であるといえる。

(2) 実証的根拠

ここでの実証的根拠とは，会計基準の規定が一定の事実を根拠としている場合をいう。会計実務を根拠とする場合には，帰納的方法であるといえる。また会計実務以外にも経営者の行動，選好あるいは行政による規制，契約，取引慣行などの事象を根拠とする場合が想定される。

この実証的根拠は以下の２つに分類できる。

(2)-1　定量的実証的根拠

何らかの根拠が具体的な事実あるいは事実に基づく数値によって示されている場合をいう。例えば「○○％の企業は○○の会計処理を採用している。」，「○○％の投資家は

○○の情報を求めている。」,「○○％のステークホルダーが賛成している。」などがある。ただしこのように数値で示される場合には，その集計の時点および範囲が明示されている必要がある。

(2)-2　不完全実証的根拠

その根拠を示す場合に一定の事実に基づいていると推測されるが,「○○の処理が採用される場合は少ない。」,「大多数の企業では○○を採用している。」など，その具体的な事実，数値が示されていない場合である。

(3) 無根拠

根拠が示されていない場合である。また根拠を導くための途中において根拠が示されていない場合がある。その場合も無根拠であるといえる。

なお上記の分類を行ったが，１つの事象の根拠が複合的な場合も存在すると考えられる。その場合，並列的に１つの事象についての根拠を示しているものと，直列的に前後で根拠を示しているものがある。

### 4.2　根拠の説得力

ここでは上記 4.1 で示した，各根拠の分類の説得力を比較検討する。

(3) の無根拠は，根拠がないものであり，いかなる分類であれ根拠がある場合に比して説得力という点では弱いものであるといえる。

(1)-2 の不完全論理的根拠であるが，(1)-1 の普遍的論理的根拠に比べて証明がなされていないという点で，説得力が弱いと考えられる。

ただし普遍的論理的根拠も絶対的な説得力を持つ訳ではないと考えられる。前述のように論理的な証明は一定の前提のもとに各主張が導き出されるが，その場合，最初の前提が何であるのかが問題となるが，IFRS の体系における最初の前提は，その目的からすればフレームワークであると考えられる。ただしフレームワークの内容の妥当性については証明がなされていない。

(2)-2 の不完全実証的根拠であるが，例にあるような「少ない」,「大多数の」という表現は，情報の送り手の主観が反映されるものである[3)]。またこのような表現の場合，その根拠となる定量的な資料が存在しない可能性も否定できない。従って客観性がある具体的な数値を示す(2)-1 の定量的実証的根拠に比べて説得力が弱いと考えられる。

ただし定量的実証的根拠も常に説得力を持つ訳ではないことに注意を要する。ここでは対象となる範囲が説得力を持つものであるのかという問題がある。例えば株式会社を対象とするのであれば，全ての株式会社を対象とすることが望ましいといえる。サンプリングで全体を推定するのであれば，その推定が統計的に有効であるのかを検討する必要がある。また一定時点における定量的実証的根拠が存在したとしても，時点が異なれば変化する可能性も否定できない。この点から普遍性を持たないといえる。

定量的実証的根拠と普遍的論理的根拠との比較であるが，前者が普遍性を持たないものであり後者は，絶対的な説得力を持たないという点でどちらも説得力が弱い部分がある。両者はその性質が異なるものであり比較が容易ではないと予想される。なおこの比較の問題については，稿を改めて検討を行いたいと思う。ただ本稿では相対的に不完全実証的根拠より定量的実証的根拠の方に説得力があり，また不完全論理的根拠より普遍的論理的根拠の方に説得力があるという点にとどめる。

### 4.3　フレームワークとの関係

上記「4.1 根拠の分類」および「4.2 根拠の説得力」において，前提としてのフレームワークに触れているが，IFRS のフレームワークはこれまでに以下の 2 種類が公表されている。

1989年 7 月公表[4)]

「財務諸表の作成および表示のためのフレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）」

2010年 9 月公表

「財務報告のための概念フレームワーク（The Conceptual Framework for Financial Reporting）」

上記 2.2 で示した公表資料のうち最新のものは，2010年 5 月に公表された公開草案（2010）である。従って本論文で検討対象とするフレームワークは1989年 7 月公表のものとし，以下単にフレームワークといえば1989年 7 月公表のものを指すものとする。

なお金融負債について，フレームワークで触れられている部分を，「3 金融負債に関する論点」の分類に合わせて挙げれば以下のとおりである。

（1）金融負債の当初認識後の測定関連

測定基準に関しては，第100項および第101項において以下の記述がある。

「財務諸表において，いくつかの異なる測定基準が，異なる程度および様々な組み合わせで利用される。これらには以下のものが含まれる。

（a）　*取得原価.* 資産は取得時において，支払われた現金または現金同等物または取得のために引き渡された対価の公正価値により記録される。負債は義務を受け入れる代わりとして受取った額の金額により，一部の環境においては（例えば所得税），通常の業務における債務を充足するために，支払われると予測される現金または現金同等額により記録される。

（b）　*現在原価.*（中略）負債は，現在その債務を決済するために要求されるであろう，現金または現金同等物の割引されない金額で繰り越される。

（c）　*実現（決済）価額.*（中略）負債は，決済価額で繰り越される。それは通常の業務において，債務を充足するために支払わなければならないと予想される現金または現金同等物の割引されない金額である。

（d）　*現在価値.*（中略）負債は，通常の業務において債務を決済するために要求されると予想される将来の純現金流出額の割引現在価値で繰り越される。」（フレームワーク．par. 100）

「企業によって財務諸表を作成する際に，最も一般的に適用される測定基準は取得原価である。これは他の測定基準と組み合わせられる。（以下略）」（フレームワーク．par. 101）

（2）金融負債の分類関連

フレームワークにこの論点に直接触れた記述はない。

（3）公正価値オプション関連

フレームワークにこの論点に直接触れた記述はない。

（4）信用リスク変動部分の計上区分関連

フレームワークにこの論点に直接触れた記述はない。

またフレームワークでは，本論文において重要な概念であると考えられる「公正価値」に触れているのは２か所のみである。それは上記の第100項における資産の取得原価の部

分と第51項におけるファイナンス・リースの実質および経済的実態を説明した部分である。また表示区分関連において重要な概念であると考えられる「包括利益」については，全く触れられていない。

### 4.4　検討の方法

以下では「2.2 公表資料」で挙げた IASC／IASB の公表資料のなかで示された根拠について，採用されなかったものも含めて「4.1 根拠の分類」のいずれに該当するかの検討を行った。

## 5　公正価値評価に関する根拠の検討

### 5.1　本論文で検討の対象とする論点

上記「3 金融負債に関する論点」において金融負債に関する 7 つの論点を挙げた。このうち（論点 1－1）金融負債の公正価値評価の是非は，続く（論点 1－2）自身の信用リスク部分の取扱い，（論点 1－3）自身の信用リスク部分の変動部分を公正価値変動に含めない場合の取扱いおよび（2）から（4）で挙げた各論点の前提となるものであり，重要性が最も高いと考えられる。そこで本論文では，（論点 1－1）金融負債の公正価値評価の是非，および公正価値の構成要素に関する論点である（論点 1－2）自身の信用リスク部分の取扱いにおける各主張に対する根拠の検討を行うものとし，その他の論点については稿を改めるものとする。

### 5.2　（論点 1－1）金融負債の公正価値評価の是非に関する議論

#### 5.2.1　これまでの議論

上記「2.1 IFRS 規定の変遷」で示したように IAS 第39号では，金融負債の当初認識後の測定は償却原価法を原則とし，売買目的で保有するものは公正価値によるものとされた。上記「2.2 公表資料」で示した(1) IFRS 第39号公表時関連の資料の中では，公開草案 E 40（1991）および公開草案 E 48（1994）において，金融商品全体を対象として公正価値による当初認識後の測定の根拠が論じられているが，金融負債に限定した公正価値測定の問題については論じられていない。金融負債に限定した評価方法については，討議資料（1997）で論じられており，賛成および反対の主張を記載しているが金融商品に関する運営委員会（以下運営委員会）は公正価値測定を支持している。

### 5.2.2　金融負債の公正価値評価に反対する根拠

金融負債の公正価値評価に反対する根拠として，以下の根拠が討議資料（1997）で紹介されている。なお引用部分の原文は英語であるが，筆者が翻訳を行っている（以下同じ）。

（根拠１）契約利率の無視

「金融資産と金融派生商品を公正価値で評価することを受け入れている一部の人が債務を歴史的原価基準で評価し続けようとしている。彼らは，債務を発行することで受取る資金は特定の利率で契約されると指摘し，債務を公正価値で測定することは，契約で確定した期間ごとの費用を無視する結果となるであろうことを理由としている。」（討議資料（1997）．p 107. Chaptar 5. par. 6.1）

（分類）不完全論理的根拠

もともと公正価値評価は，キャッシュ・フローを「その時点の市場利率」に基づいて割引くことにより行うもので，「契約により確定した利率」に基づく評価を無視するものである。そのため公正価値評価に反対するのであれば，無視することが望ましくない理由を示す必要があるといえる。しかしその点の証明が示されていない。資産に例えてみると，「公正価値評価は，取得原価を無視する結果となるために反対である。」となるが，なぜ取得原価を無視することが望ましくないのかを示さなければ，論理的証拠とはならず，この点で不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）実現の意図

「彼らは，企業の債務の公正価値の変動を，満期以前に決済されない限り，あるいは恐らく決済されることを意図されていない限り考慮しない。」（討議資料（1997）．p 107. Chapter 5. par. 6.1）

（分類）不完全論理的根拠

ここでは「決済される」という表現が用いられているが，決済により公正価値の変動が「実現する」と考えられる。そのため「実現させる意図」が公正価値評価の要件であると解される。しかしそうである必要性の証明がなされていない。実現不可能ではなく，実現させる意図がないことを根拠として，公正価値の変動を認識しないことが論理的な根拠とはいえない。

（根拠３）実現可能性

「彼らはまた，債務者が決済するとの同意に到達する必要がありそうなため，債務は満期前において決済され利得あるいは損失が実現する見込が極めて限られるという，重要な意味において未収金のような他の金融商品とは異なるということを主張する。対照的に債権の予想される買取者は存在するかもしれない。」（討議資料（1997）．p 107. Chaptar 5. par. 6.1）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

ここでは，まず実現する見込みがない場合には，公正価値で評価をするべきではないと主張されていると解される。当時の IAS 第32号では公正価値は，「独立第三者間取引において，知識と意思を持つ当事者間で資産を交換し，負債を決済することができるであろう金額」と定義している。「できるであろう」の部分は英語の原文では could で可能性を意味すると考えられるが，見込みがないのであれば，公正価値の概念が存在しないこととなり，公正価値評価はあり得ないということになる。この点は論理的な根拠であるといえる。

しかし実現する見込みがある場合において，公正価値評価を行うか否かは議論されていない。全ての場合において負債の公正価値評価を行わないのであれば，実現する見込みがある場合に，公正価値評価を行わないとする根拠を示す必要がある。また実現する場合が全体のなかで「極めて限られる」ために，実現する場合でもしない場合でも全て公正価値評価を行わないとするのであれば，その根拠を示す必要がある。これらの点において不完全論理的根拠であるといえる。また「極めて限られる」場合の割合を示していない。この点から不完全実証的根拠であるといえる。

### 5.2.3　金融負債の公正価値評価に賛成する根拠

金融負債の公正価値評価に賛成する根拠として，以下の根拠を討議資料（1997）で紹介し運営委員会が公正価値評価に賛成する根拠としている。

（根拠１）状態の表示

「企業の債務の公正価値の変動は，債務が満期前に決済できるか否かにかかわらず，より良い状態またはより悪い状態にするものである。例えば12％の固定利率で借りていたある企業は，満期前に例えば８％に低下した（残高をヘッジしていないと仮定する）とすれば，それはより悪い状態となる。原価基準の債務の繰越額は，現在の利率水準における債務者の義務の程度を反映しない。現在の利率である８％で借りる他の企業は明らかに経済的な

優位性を持つ。借入比率が高い企業において，時として，現在の利率である８％に比べて契約利率の12％が重荷になるかも知れないために，企業の財政状態が悪化するかもしれない。債務の公正価値評価は，現在の利率が８％である場合に，12％の債務があれば企業がより悪い状態となるという事実を反映する。反対に８％で契約し利率が12％に上昇した場合には，明らかにより良い状態となる。」（討議資料（1997）．p 107. Chaptar 5. par. 6.2.(a)）

（分類）不完全論理的根拠

ここでは，金利水準の低下が「より悪い状態」になるとされている。しかし「より悪い状態」の定義あるいは前提が示されていない。おそらくここでの「より悪い状態」は，「現在の利率で借りる他の企業」との比較で「他の企業に比べて収益性が劣ることとなる状態」となることであろう。

しかしこれらの前提が異なれば，金利水準が低下する場合において「より良い状態」となることも考えられる。例えば現在12％の固定金利で100,000の借入がある会社が追加で100,000の借入を計画しているとする。現状の12％の金利水準が変化しない場合と，８％に下落する場合を比較してみよう。この場合，８％に下落すれば利息費用額が少なくなり今後は，「より良い状態」になると解することもできる。

あるいは決算日から極めて近い将来の日に，満期日が到来する借入金があり，他の企業の借入金がゼロであるとする。事業を継続するために借り換えが必要な場合を考えてみよう。やはり他の企業との比較において金利水準の下落が「より良い状態」になると解することもできる。

結局は，前提および比較対象によって「より悪い状態」であるとも「より良い状態」であるともいえることから，不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）リスク管理目的

「この公正価値基準では，付表５－２で示されているように，将来キャッシュ・フローの利息と元本との間の配分は，その時点の市場利率で決定される。債務契約は，その債務に関して支払われるべき将来キャッシュ・フローの時点と額を決定するための基礎を特定する。そのキャッシュ・フローの元本と利息との間の配分は，利息のリスク管理目的のために，継続する適切さを持たない。しかしながら運営員会は，一部の利用者は歴史的利息費用を見たいと思うかもしれず，この金額は期中の債務の実現および未実現の変動の個々の区分の一部として分離して開示されてもよいことを認識している。」（討議資料（1997）．p 107-p 108. Chaptar 5. par. 6.2.(b)）

（分類）不完全論理的根拠

ここでは，リスク管理のための適切さがその根拠として挙げられているが，フレームワークに示された財務諸表作成の目的は「経済的意思決定を行うにあたり，広範な利用者のために有用な企業の財政状態，業績および財政状態の変動に関する情報を提供するもの」（フレームワーク．par. 12）であり，その中にはリスク管理が目的であるとは明示されていない。またフレームワークに示された財務諸表の利用者は「現在および潜在的な投資者，従業員，貸手，供給者およびその他の取引上の債権者，顧客，政府および政府機関，公衆」（フレームワーク．par. 9）である。リスク管理を行うのは経営者あるいは経営者から委任された担当者であり，ここで示された財務諸表利用者には含まれない。従ってリスク管理目的に対する適切さはその根拠としては論理的に不完全である。

また歴史的原価基準と公正価値基準との差異は，元本と利息の配分の違いであると解されるが，結果的には，収益である評価益と費用である利息費用の期間配分の違いとなる。これを文中にもある付表５－２（討議資料（1997）．p 123-p 125）をもとに簡略化した例で検討すると以下のようになる。

（例１）

Ｘ1 年度期首に，償還期間４年，年利率５％の利息を，発行日の１年後から１年ごとに償還日まで支払う債券を発行した。発行額と償還額はともに100,000である。その後Ｘ2 年末に市場利率が６％に上昇した。

（表５－１）各年度キャッシュ・フロー

| | |
|---|---|
| Ｘ1 年 度 | ①　＋95,000 |
| Ｘ2 年 度 | ②　△5,000 |
| Ｘ3 年 度 | ③　△5,000 |
| Ｘ4 年 度 | ④ △105,000 |
| 合　　計 | △20,000 |

（注）＋は，キャッシュ・イン・フロー，△はキャッシュ・アウト・フローをあらわす。

（計算過程）

① 100,000＋△（100,000×0.05）

② △（100,000×0.05）

③ △（100,000×0.05）

④ △100,000＋△（100,000×0.05）

（表５－２）各年度末債務計上額

| | 歴史的原価基準 | 公正価値基準 |
|---|---|---|
| X1 年 度 末 | ①100,000 | ④100,000 |
| X2 年 度 末 | ②100,000 | ⑤ 98,167 |
| X3 年 度 末 | ③100,000 | ⑥ 99,057 |
| X4 年 度 末 | — | — |

（注）単位未満を四捨五入している。

（計算過程）

① $5{,}000 \div (1+0.05) + 5{,}000 \div (1+0.05)^2 + 105{,}000 \div (1+0.05)^3$

② $5{,}000 \div (1+0.05) + 105{,}000 \div (1+0.05)^2$

③ $105{,}000 \div (1+0.05)$

④ $5{,}000 \div (1+0.05) + 5{,}000 \div (1+0.05)^2 + 105{,}000 \div (1+0.05)^3$

⑤ $5{,}000 \div (1+0.06) + 105{,}000 \div (1+0.06)^2$

⑥ $105{,}000 \div (1+0.06)$

（表５－３）各年度評価益および利息費用

| | 歴史的原価基準 | 公正価値評価基準 | |
|---|---|---|---|
| | 利息費用 | 評価益 | 利息費用 |
| X1 年 度 | ① △5,000 | — | ⑤ △5,000 |
| X2 年 度 | ② △5,000 | ⑦＋1,833 | ⑥ △5,000 |
| X3 年 度 | ③ △5,000 | — | ⑧ △5,890 |
| X4 年 度 | ④ △5,000 | — | ⑨ △5,943 |
| 合　　計 | △20,000 | △20,000 | |

（注）＋は収益を△は費用をあらわす。また単位未満を四捨五入している。

（計算過程）

①②③④⑤⑥ 100,000×0.05

⑦ 100,000－98,167

⑧ 98,167×0.06

⑨ 99,057×0.06

上記（表５－３）から判るように，歴史的原価基準であっても公正価値基準であっても，X1 年度からX4 年度の収益および費用の合計はキャッシュ・フローと一致する。結局はいずれの期間按分がより適しているかの議論となるが，その点について証明された論理的

根拠が示されていない。この点からも不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠３）実現可能性

「債務が満期以前に容易に決済できないとしても，利率および外貨のリスクへの暴露は，いつでもスワップ契約によって事実上，決済されるかもしれない。」（討議資料（1997）．p 108. Chaptar 5. par. 6.2.(c)）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

上記「5.2.2 金融負債の公正価値評価に反対する根拠」の（根拠２）実現の意図の（分類）において述べたように，決済は実現と同義であると捉える事ができる。上記の文を換言すれば「容易に実現できないとしても，スワップ契約によって事実上，実現できるかもしれない」ということになる。「事実上，決済されるかもしれない」の部分は，英文では「may be effectively settled」であり可能性を示すものであると解される。しかし具体的に可能である場合が示されておらず，不完全実証であるといえる。

また実現可能性は公正価値が存在する必要条件であるとも解されるが，それが公正価値により評価を行うことの十分条件であるとは言い切れず，その点において不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠４）経営者の意思決定有用性

「企業は純粋な利率のリスクに加えて，異なる程度と種類のリスクをもたらす様々な条件のもとで借入をするかもしれない。事業の資金調達をどのように行うかを決めるときに，経営者はこれらのリスクを軽減または増幅させるかもしれない行動を取ることができる。公正価値で負債を測定しないことの障害は，借入を固定利率か変動利率か，短期か長期か，国内か外貨かなどによることを事前に経営者が決定することの，企業への影響を判りにくくすることである。」（討議資料（1997）．p 108. Chaptar 5. par. 6.2.(d)）

（分類）不完全論理的根拠

ここで示され根拠を要約すれば，負債の公正価値測定は経営者の意思決定に役立つということであると解される。しかし上記（根拠２）リスク管理目的の（分類）でも指摘したようにフレームワークでは，経営者は財務諸表の利用者としては想定されていない。そのため根拠としては論理的に不完全であるといえる。

（根拠５）会計上の不一致の回避

「債務ではなく金融資産の公正価値測定は，企業の財政状態の報告において，測定の不一致および不公平の可能性を創りだす。経営者は企業単位を基準として利率リスクを管理しようとすると予想される。例えば固定利率の債務により資金調達することにより，固定利率の資産の利率の暴露を相殺するかもしれない。企業が固定利率の金融資産を公正価値基準で測定し固定利率の債務をそのようにしない場合，報告された財政状態は，虚偽の変動を見せるであろう。」（討議資料（1997）．p 107. Chaptar 5. par. 6.2.(e)）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

測定の不一致は，ヘッジ会計に類似した考え方を述べていると思われる。「経営者が企業単位を基準として利率リスクを管理すると予想される」の部分は，その予想について具体的な資料が示されていない。また「固定利率の債務により資金調達することにより，固定利率の資産の利率の暴露を相殺するかもしれない。」とあるが，そのような場合が生じる可能性を否定できないだけである。以上の部分については不完全実証的根拠であるといえる。

また金融負債により資金調達を行い，有形固定資産などの非金融資産を取得する場合はどうであろうか。この点について討議資料（1997）では，「債務により資金調達された非金融資産」（討議資料（1997）．p 108-p 109. Chaptar 5. par. 6.3-par 6.6）において非金融資産を購入した場合について論じられている。そこでは，非金融資産は原価基準で評価することが合理的であり，不一致が生じても債務を公正価値で測定することとは，矛盾しないとしている。またこの結論を運営員会は支持している。しかし不一致の回避を，運営委員会が金融負債の公正価値評価の根拠とするのであれば，不一致が生じる場合を認めるのは疑問である。

さらに「企業が固定利率の金融資産を公正価値基準で測定し固定利率の債務をそのようにしない場合」について触れているが，「企業が固定利率の金融資産を公正価値基準で測定し固定利率の債務をそのようにした場合」について論証していないことにも注意を要する。そのようにした場合でも，「報告された財政状態」が虚偽の変動を見せないとは限らず，その点が論証されていないために，これらの点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠６）比較可能性

「公正価値測定は，企業間および同じ企業により発行された金融商品の比較可能性を高める。例えば，企業が７％の固定利率で借入を行い，その後利率が10％に上昇したときに同

じ額の債務を追加的に発行する場合，歴史的原価会計はそれぞれの借入金を同じ額で記録する。しかし公正価値で測定される場合，10％の債務のより多い将来キャッシュ・フローが貸借対照表上の義務が増加することにより反映される。」（討議資料（1997）．p 107. Chaptar 5. par. 6.2.(f)）

（分類）不完全論理的根拠

ここでは利率が７％から10％に上昇した例を挙げているが，比較可能性について上記（根拠２）リスク管理目的の（例１）で示した５％から６％に上昇した場合をもとに考えてみる。

（例３）

（例１）の債券に加え，市場利率が６％に上昇したX2 年度末に，償還期間２年，年利率６％の利息を発行日の１年後から１年ごとに償還日まで支払う債券を発行した。発行額および償還額はともに100,000である。なお以下ではX1 年度期首に発行した債券を「５％債券」，X2 年度末に発行した債券を「６％債券」とする。

（表５-４）各年度キャッシュ・フロー

| | ５％債券 | ６％債券 |
|---|---|---|
| X1 年 度 | ①　＋95,000 | ― |
| X2 年 度 | ②　△5,000 | ⑤　＋94,000 |
| X3 年 度 | ③　△5,000 | ⑥　△6,000 |
| X4 年 度 | ④　△105,000 | ⑦　△106,000 |

（注）＋は，キャッシュ・イン・フロー，△はキャッシュ・アウト・フローをあらわす。

（計算過程）

①②③④（表５-１）参照

⑤　＋100,000＋△（100,000×0.06）

⑥　△（100,000×0.06）

⑦　△100,000＋△（100,000×0.06）

（表５－５）各年度末債務計上額

| | 歴史的原価基準 | | 公正価値評価基準 | |
|---|---|---|---|---|
| | ５％債券 | ６％債券 | ５％債券 | ６％債券 |
| X1 年 度 末 | ① 100,000 | — | ⑥ 100,000 | — |
| X2 年 度 末 | ② 100,000 | ④ 100,000 | ⑦ 98,167 | ⑨ 100,000 |
| X3 年 度 末 | ③ 100,000 | ⑤ 100,000 | ⑧ 99,057 | ⑩ 100,000 |
| X4 年 度 末 | — | — | — | — |

（計算過程）

①②③⑥⑦⑧（表５－２）参照

④ $6{,}000 \div (1+0.06) + 106{,}000 \div (1+0.06)^2$

⑤ $106{,}000 \div (1+0.06)$

⑨ $6{,}000 \div (1+0.06) + 106{,}000 \div (1+0.06)^2$

⑩ $106{,}000 \div (1+0.06)$

確かに公正価値評価基準では，６％債券の方が，債務計上額が多いために，「貸借対照表上の義務が増加する」といえる。ただしこれは各年度において利払いをする利付債についてである。次に途中で利払いをせずに割引発行をするゼロクーポン債を例に考えてみる。

（例４）

X1年度期首に償還期間４年，満期償還額100,000であるゼロクーポン債を年利回り５％となる82,270で発行した。その後X2年末に市場利率が６％に上昇し，その時点で償還期間２年，満期償還額100,000であるゼロクーポン債を年利回り６％となる89,000で発行した。

（表５－６）各年度キャッシュ・フロー

| | ５％債券 | ６％債券 |
|---|---|---|
| X1 年 度 | ＋82,270 | — |
| X2 年 度 | 0 | ＋89,000 |
| X3 年 度 | 0 | 0 |
| X4 年 度 | △ 100,000 | △ 100,000 |

（注）＋は，キャッシュ・イン・フロー，△はキャッシュ・アウト・フローをあらわす。

（表５－７）各年度末債務計上額

| | 歴史的原価基準 | | 公正価値評価基準 | |
|---|---|---|---|---|
| | ５％債券 | ６％債券 | ５％債券 | ６％債券 |
| X1 年 度 末 | ① 86,384 | — | ⑤ 86,384 | — |
| X2 年 度 末 | ② 90,703 | 89,000 | ⑥ 89,000 | 89,000 |
| X3 年 度 末 | ③ 95,238 | ④ 94,340 | ⑦ 94,340 | ⑧ 94,340 |
| X4 年 度 末 | — | — | — | — |

（計算過程）

①⑤ 82,270×（1＋0.05）

② 86,384×（1＋0.05）

③ 90,703×（1＋0.05）

④⑦⑧ 89,000×（1＋0.06）

⑥ 100,000／$(1+0.06)^2$

公正価値評価基準の場合に，５％債券と６％債券のX2 年度末およびX3 年度末の債務計上額が同じとなっている。これはX4 年度のキャッシュ・フローが同じであることを反映した結果であるといえる。しかし利回りが異なる５％の債券と６％の債券が同じように評価される結果となっている。

利付債とゼロクーポン債の違いは，キャッシュ・フローの時点の違いである。公正価値評価による比較がキャッシュ・フロー時点の違いにより異なる結果となることが（例３）および（例４）から示された。従って「公正価値評価により比較可能性が高まる」という主張が常に妥当性をもつとは言えないと考えられる。

なおフレームワークにおいて「財務諸表の質的特性」のなかで「比較可能性」が挙げられている。そこでは「類似の取引およびその他の事象の財務的な影響の測定および表示は，企業を通じてまたその企業について各期間を通じて一貫した方法により，そして異なる企業についても一貫した方法により行わなければならない」（フレームワーク．par. 39）としている。しかしこれは類似取引に対する一貫した会計処理を求めるものであり，会計処理間の比較可能性の優劣を論じたものではない。従ってこの論拠の妥当性の判断には関係しないと考えられる。

### 5.3 （論点１－２）自身の信用リスク部分の変動の取扱いに関する議論

#### 5.3.1 これまでの議論

上記「３．金融負債に関する論点」で述べたように自身の信用リスクが増大した場合に，リスク・プレミアムが増大し利率が上昇するが，これにも伴い公正価値が下落し利得が生じる点に関する議論である。

上記「2.2 公表資料」の中では，討議資料（1997）およびスタッフ・ペーパー（2009）において議論されている。また2004年版 IAS 第39号，2006年版 IAS 第39号の結論の背景においても，この問題が論じられている。なお IASB の結論として IAS 第39号および IFRS 第９号に採用されたのは，自身の信用リスク部分も含めて公正価値とし，その変動も公正価値変動とするものである。

#### 5.3.2　自身の信用リスクを公正価値に含めない根拠

##### 5.3.2.1　討議資料（1997）に示された根拠

自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含めない根拠として，討議資料（1997）において以下のものが挙げられている。

（根拠１）直観に反する結果

「企業自身の信用リスク要素の公正価値評価は，直観に反し，投資家およびその他の財務諸表利用者によって理解されないであろう。」（討議資料（1997）．p 110. Chaptar 5. par. 6. 8.(a)）。

（分類）不完全論理的根拠

これは「負債の信用の質の下落からの利得」が「直観に反する」ために，公正価値評価に自身の信用リスクを含めるべきではないとの主張である。おそらく「損失が発生し財政状態が悪化」すれば，「負債の信用の質の下落する」ことに対して，その逆である「負債の信用の質が下落」すれば，「損失が発生し財政状態が悪化する」と直観的に理解されるためであると推測される。しかし論理的にはある命題が成立する場合でも，逆は必ずしも真ではない[5)]。ここでは，「負債の信用の質が下落」した場合に，それに伴い下落した債券を買い戻すことによって，「利得を得る」場合が存在することを指摘できる。結局は「直観に反する」あるいは「誤解を与える」とは，論理的な考え方に対する誤解から生じるものであると考えられる。

（根拠２）実現可能性

「財政的に困難な状況にある企業は，義務を果たすことができずに債権者との和解に到達することができる場合を除いて，債務を決済，再借入または再交渉することによって，その状態から利益を得ることができそうにもない。」（討議資料（1997）．p 110. Chaptar 5. par. 6.8(b)．(ⅱ)）。

「自身の信用価値変動の結果としての企業自身の債務の価値の変動は，債務に対する第三者の同意なしに実現させることはできない。それゆえ本質的に他の金融商品の価値の変動とは異なる。」（討議資料（1997）．p 111. Chaptar 5. par. 6.8.(e)）。

（分類）不完全論理的根拠

この論点は，「5.2.2 金融負債の公正価値評価に反対する根拠」の（根拠３）と類似した議論である。実現しないのであれば，公正価値の概念を適用することができず，公正価値評価もありえない。従って自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含めない論理的な根拠となりうる。

一方で「和解に到達することができる場合」，「第三者の同意がある場合」など実現可能となる要件を挙げている。しかしこのように実現可能である場合に，自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含めるか否かについて論じていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠３）信頼できる見積の可能性

「債務が，市場価格を持たない場合には，企業自身の債務の信用リスクの公正価値の信頼できる見積をすることが，実行できないかもしれない。極端な場合，悪い信用格付けの債務者は，いくらの価額であっても発行済のものと同等の負債を調達することができないかもしれない。」（討議資料（1997）．p 110. Chaptar 5. par. 6.8.(c)）。

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

ここで「信頼できる見積をすることが，実行できないかもしれない」（may not be practicable）とされているが，実行できない場合が具体的に示されていない。その点において不完全実証的根拠であるといえる。

一方で信用リスクの公正価値の見積が信頼できる場合について触れていない。従って自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含めない根拠としては，不完全論理的根拠であるといえる。

後半部分においても「極端な場合」ではない場合について議論されていない。不完全論理的根拠であるといえる。またここで議論となっているのは，当初認識後の負債の評価として自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含めるか否かである。すなわち既に計上されている負債の測定に関する議論である。新たに負債により調達することができるか否かは関係がないといえる。この点においても不完全論理的根拠である。

（根拠４）公正価値評価の範囲内であること

「発行者の信用悪化のための債務の公正価値評価に対する例外を設けることは，公正価値評価原則の土台を壊すことにならないと思われる。これは，企業によって管理される能動的なリスクになるような財務リスクではないという意味において，また公正価値評価をしないことが，他の金融商品との測定上のミスマッチ問題をおこすことがなく，あるいはヘッジ会計の調整を要求することがないという意味においてである。」

（討議資料（1997）．p 110-p 111．Chaptar 5．par．6.8.(d)）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

公正価値から自身の信用リスクに起因する部分を控除した値に基づいて評価することも，公正価値評価原則の範囲であるという論旨と解される。しかし公正価値そのものではなく，そのように評価する積極的な根拠を示していない。おそらくこれより以前に示した（根拠１）直観に反する結果が積極的な根拠であり，それに基づくものが原則から逸脱していないという旨であると解される。

その根拠について後半部分で述べられており，まず「企業によって管理される能動的なリスクになるような財務リスクではない」とされている。しかしリスクが「能動的ではない」場合に，公正価値評価を行わなくてもよいという，論理的根拠が示されていない。また文脈から「能動的ではない」か「能動的」かの違いは，前者が自己にとって管理不可能であり，後者が管理可能であると解される。しかし自己の信用リスクが「能動的ではない」すなわち管理不可能であるとの実証的根拠も示されていない。

続けて「他の金融商品との測定上のミスマッチ問題をおこすことがなく，あるいはヘッジ会計の調整を要求することがない」とある。しかしこのような場合に，公正価値評価を行わなくてもよいとの論理的根拠が示されていない。また実証的根拠が示されていない。なおミスマッチ問題は，後述するスタッフ・ペーパー（2009）で取り上げられている。

#### 5.3.2.2　スタッフ・ペーパー（2009）に示された根拠

自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含めない根拠として，スタッフ・ペーパー（2009）において以下のものが挙げられている。

（根拠１）直観に反する結果

「負債測定に信用リスクを含めたときに，企業は負債の信用の質の下落からの利得を報告することになる。この利得（または信用の質が好転した場合の損失）は直観に反する。利得は企業の財政状態の悪化ではなく，改善によりもたらされるべきである。信用品質の悪化による利得の報告は，潜在的に誤解を与え悪化する状況を覆い隠す可能性がある。」（スタッフ・ペーパー（2009）. p 16. par. 48）。

（分類）不完全論理的根拠

上記「5.3.2.1 討議資料（1997）に示された根拠」の（根拠１）直観に反する結果と同じ根拠である。ここで「利得は企業の財政状態の悪化ではなく，改善によりもたらされるべき」とあるが，おそらくこれは，「利得が発生」すれば「財政状態が改善する」という事象に対して，その逆である「財政状態が改善」すれば「利得の発生がもたらされる」という事象が成立すると直感的に感じることに原因があると推測される。しかし前にも述べたように逆の場合に成立するとは限らない。ここでは，例えば増資によって「財政状態が改善」しても「利得が発生しない」場合が存在することを指摘することができる。

（根拠２）会計上の不一致

「信用リスクの変動を取り入れることは，資産と負債の間の不一致を増加させることになりそうである。信用品質の低下は，通常，現在の基準で（固定資産およびのれんのような）測定されない資産の価値，認識されない無形資産の価値，企業の経営における信用の価値の低下の前兆となる。それらの項目の変動は，財務諸表で認識されないために，信用品質の変動は同様に排除されるべきである。」（スタッフ・ペーパー（2009）. p 17. par. 53）。

（分類）不完全実証的根拠

財務諸表に計上されていない資産の価値と負債の信用品質が対応するため，前者を認識しないのであれば後者を認識すべきではないとの趣旨であると解される。しかしそのような事実を検証した実証的な資料が示されていない。その点から不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠３）実現可能性

「一部の資産の会計において実現は，重要な事象ではないということが，公正価値を支持する主要な論拠の一つである。金融資産が担保に入れられているか，他の制約がある場合を除いて，経営者が売却したいと思えば，いつでも企業は資産を売却することができる。資産はいつでも売却されるが，負債は滅多に譲渡されない。譲渡は通常，相手方の合意が必要となり，一部の負債は，実際には譲渡が不可能である。」（スタッフ・ペーパー（2009）．p 18. par. 58）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

上記「5.3.2.1 討議資料（1997）に示された根拠」の（根拠２）と同じ議論である。負債が譲渡される場合について示していないために不完全論理的根拠である。また「負債は滅多に譲渡されない」という表現が用いられている。しかしその根拠となる資料が示されていないために不完全実証的根拠であるといえる。

### 5.3.3　自身の信用リスクを公正価値に含める根拠

#### 5.3.3.1　討議資料（1997）に示された根拠

自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含める根拠として，討議資料（1997）において以下のものが挙げられている。

（根拠１）例外規定の説明困難性

「利息および／または外貨に対する例外を設けないで，信用リスク要素に対する例外が設けることは，公正価値あるいは取得原価基準価額を表示しない債務額を報告する結果となる―そのためその意味を説明することが困難となる。」（討議資料（1997）．p 111. Chaptar 5. par. 6.9.(a)）

（分類）不完全論理的根拠

上記「３．金融負債に関する論点」で示したたように，金融負債の評価基準として償却原価法または公正価値が公開草案Ｅ40（1991）および公開草案Ｅ48（1994）において提案されている。一方，上記の（根拠１）の中で取得原価基準価額（historical cost-based value）の意味するところは明示されていない。しかし償却原価が取得原価をもとに，償還額まで加算あるいは減算を行う方法であるため，ここでは償却原価法を示していると考えられる。

信用リスク要素を公正価値に含めない方法は，公正価値を基準として調整を行う方法で

あり，取得原価に調整を行う償却原価法が認められている一方で，信用リスク要素を公正価値に含めない方法が認められない論理的な根拠が示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）信用リスクの市場性

「信用リスクの市場は発展している。貸付金と債券の信用リスクを分離し移転するために設計された信用デリバティブは，過去５年間に現れたものである。金融商品は，信用リスクへの取り組みまた評価においてより洗練され，信用デリバティブの利用を増加させている。」（討議資料（1997）．p 111. Chaptar 5. par. 6.9.(b)）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

上記「5.3.2 自身の信用リスクを公正価値に含めない根拠」の中の「5.3.2.1 討議資料（1997）に示された根拠」で示した（根拠２）実現可能性および（根拠３）信頼できる見積の可能性に対するものであると解される。ただ信用デリバティブの利用の増加を示す数値が示されていない。その点から不完全実証的根拠であるといえる。また信用デリバティブが利用できない場合については論じていない。その点からは不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠３）信用リスク要素の除去困難性

「債務が企業価値を有する場合，信用リスク要素に関連する公正価値の変動を除去する必要がある。これは不慣れな調整と思え，見積が困難であるかもしれない。」（討議資料（1997）．p 111. Chaptar 5. par. 6.9.(c)）

（分類）不完全実証的根拠

どれだけの割合の企業が調整に不慣れであり，見積が困難であるのかの数値が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠４）経済的な結果の反映（ｉ）―状態の表示

「企業自身の信用の質の効果を認識することは，現実の経済的な結果を反映する。

（ｉ）信用価値の変動の結果，企業はより良い状態となるか悪い状態となる。例えば，現在市場が要求する利率よりも，少ない契約利率で支払う発行済の債務がある場合には，より良い状態となる。逆に信用格付けが改善したために，今支払わなければ

ならない額よりも高い費用となる長期債務に固定した場合には，より悪い状態となる。」（討議資料（1997）．p 111. Chaptar 5. par. 6.9.(d)）

（分類）不完全論理的根拠

上記「5.2.3 金融負債の公正価値評価に賛成する根拠」の（根拠１）状態の表示の（分類）でも指摘したように「より良い状態」の定義あるいは前提が示されていないため，信用価値の変化により「より良い状態」になるとも「より悪い状態」になるとも解釈できる。それゆえ不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠５）経済的な結果の反映（ⅱ）―損失の転嫁

「（ⅱ）企業の信用の質が低下するにつれて，債権者は貸し付けた額まで損失を負担する。その結果，企業とそれゆえ持分投資家は債権者の負担で利益を得る。言い換えれば，そうでなければ全て持分投資家によって負担される損失が，債権者に部分的に転嫁される。もちろん企業の財政状態および予想が悪化するにつれて，持分投資家と債務所有者は損失を被る。債務における利益は，営業損失そして恐らく資産の簿価引き下げによって相殺される額以上となりそうである。」（討議資料（1997）．p 111. Chaptar 5. par. 6.9.(d)）

（分類）不完全論理的根拠

資産の減損などにより信用の質が下落した場合に，債権者および持分投資家は共に損失を被る場合があるが，債権者が損失を計上することにより，持分投資家から損失の転嫁を請け負う結果となるという趣旨であると解される。しかし，逆に信用の質が向上した場合に，債権者は利益を得，その分を損失として持分投資家が負担することとなる。損失の計上は自己の判断で可能であるが，逆の場合に利益を計上し，その分を持分投資家に負担させる根拠が存在するのであろうか。この点が不明確である。

さらに，ここで想定されているのは，資産に対して持分投資家と債権者が権利を有する場合である。しかし債務超過の状態で信用の質が低下した場合，債権者の損失が発生しても，持分投資家の持分は増加するのであろうか。この点が不明確である。そのためこの根拠が全ての場合に妥当性を持つのかという点で疑問が生じる。以上の点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠６）見積可能性

「多くの場合，非売買目的債務の信用リスク要素の，合理的で外部を基準とした見積を作り出すことが可能なはずである。そのような見積は，外部の役務提供によって決められた一般的な信用格付けを基礎として，適切に証券担保，外部保証などにより調整され，類似の証券協定のための市場価格の参照および／または独立専門家への照会により評価されるであろう。これらは，おそらく企業が継続体として存続すると予想されることができない状態を除いて，債務不履行の仮定は必要とされないであろう。―このような状態のためには，特別の手引が必要となるかもしれない。」（討議資料（1997）．p 111-p 112. Chaptar 5. par. 6.9.(e)）

（分類）不完全実証的根拠／不完全論理的根拠

これは「5.3.2 自身の信用リスクを公正価値に含めない根拠」の「5.3.2.1 討議資料（1997）に示された根拠」に示した（根拠３）信頼できる見積の可能性に対するものであると解される。「多くの場合」とあるが具体的な数値が示されていない。この点から不完全実証的根拠であるといえる。また見積ができない場合について触れられていない。さらに見積可能であることは，必要条件を示しているが十分条件を示していない。これらの点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠７）債務所有者との記録額の不一致

「企業自身の信用価値の変動の結果として，価額の変動を認識しないことは，債務商品を所有している関係者によって記録されている額と異なる額で，企業にその債務を記録させる結果となる。」（討議資料（1997）．p 112. Chaptar 5. par. 6.9.(f)）

（分類）不完全論理的根拠

債務商品所有者によって記録されている額と，債務者の記録額とを一致させなければならない根拠がここでは示されていない。

また金融商品に関する最初の公開草案である公開草案Ｅ40（1991）および公開草案Ｅ48（1994）以来，金融資産および金融負債は，保有目的あるいは意図による区分，その公正価値の信頼できる測定可能性，財務諸表作成者の選択により償却原価法あるいは公正価値による評価を行うとしている。そのなかで債務者と債務商品所有者とのあいだで評価額を一致させるという考え方は示されていない。またフレームワークにもそのような考え方が示されていない。

これらの点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠８）説明可能性

「恐らく直観に反する効果は，説明の開示の助けを借りて説明することができる。また重要な場合には損益計算書への影響は，IAS 第８号第16項に基づいて開示されるように求められるであろう。」（討議資料（1997）．p 112. Chaptar 5. par. 6.9.(g)）

（分類）不完全論理的根拠

これは「5.3.2 自身の信用リスクを公正価値に含めない根拠」の「5.3.2.1 討議資料（1997）に示された根拠」に示した（根拠１）直観に反する結果に対する見解である。そこでも指摘したように「直観に反する」のは，論理的な考え方に対する誤解である。ここで自身の信用リスクを公正価値に含めることによって生じる誤解を解くための説明が可能であるとしても，それは必要条件であり十分条件を示していない。この点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠９）公正価値の構成要素

「運営委員会は，企業債務の信用リスク要素は，公正価値の重要な要素を構成するため，公正価値の測定に含めるべきであると考える。」（討議資料（1997）．p 112. Chaptar 5. par. 6.11）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

これは，運営委員会の見解として示されたものである。しかし信用リスク要素が公正価値の重要な要素を構成することの根拠が示されていない。既に示したように当時の IAS 第32号では公正価値は，「独立第三者間取引において，知識と意思を持つ当事者間で資産を交換し，負債を決済することができるであろう金額」とされており，信用リスク要素が含まれるものであるとは定義していない。その点から不完全論理的根拠であるといえる。また信用リスク要素が公正価値の構成要素であるという実証的資料も提示されていない。この点から不完全実証的根拠であるといえる。

#### 5.3.3.2　IAS 第39号に示された根拠

自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含める根拠として，2004年版 IAS 第39号の結論の背景に以下の理由が示されている。なお2006年版 IAS 第39号にも一部表現が

修正されているが，同じ趣旨の記述がある。

（根拠１）実現可能性

「自身の信用リスクに起因する公正価値を含めて，例えば再交渉，負債の買戻しあるいはデリバティブの利用によって，企業は公正価値の変動を実現する。」（2004年版 IAS 39. par. BC 89）

（分類）不完全実証的根拠

負債の公正価値の変動が実現することが前提となっているが，全ての場合に実現するという実証的根拠が示されていない。

（根拠２）公正価値への影響

「信用リスクの変動は，金融負債の観察された市場価格およびそれゆえ公正価値に影響する。」（2004年版 IAS 39. par. BC 89）

（分類）不完全実証的根拠

信用リスクと負債の市場価格の関連を示す実証的資料が示されていない。そのため不完全実証的根拠であるといえる。

（根拠３）除去困難性

「実務的な観点から，観察された市場価格から信用リスクの変動を除くことが困難である。」（2004年版 IAS 39. par. BC 89）

（分類）不完全実証的根拠

実務的に困難であるという実証的根拠が示されていない。

（根拠４）当初認識時との一貫性

「当初認識時の，金融負債の公正価値（換言すれば知識があり意思のある買い手と売り手の間の取引におけるその負債の価格）は，その負債に関する信用リスクを反映している。金融負債の当初の公正価値測定時において信用リスクを含み，当初認識後において含まないことは，適当ではないと審議会は考える。」

（分類）不完全論理的根拠

当初認識時と当初認識後において測定基準を同じにしない理由はないとの根拠である。しかし逆に当初認識時と当初認識後の測定基準を同じにしなければならないという理由は示されていない。その点から不完全論理的根拠であるといえる。

#### 5.3.3.3　スタッフ・ペーパー（2009）に示された根拠

自身の信用リスクに起因する部分を公正価値に含める根拠として，スタッフ・ペーパー(2009)において以下のものが紹介されている。

（根拠１）当初認識との一貫性

「会計担当者は，現金を引き渡す責任を負う負債の当初の測定において，担保，保証およびその他の契約上の特約を調整したうえで，借り手の信用リスクの影響を含めることを承知している。明確な反対の証拠がなければ，現金の交換額が市場における公正価値を表す。当初認識後の期末測定において，当初認識時に含まれていた要因の変動を，除外すべきであるという理由はない。」（スタッフ・ペーパー（2009）．p 9. par. 21）

（分類）不完全論理的根拠

上記「5.3.3.2 IAS 第39号に示された根拠」と同様，当初認識時と当初認識後において測定基準を同じにしない理由はないとの根拠である。しかしここでも当初認識時と当初認識後の測定基準を同じにしなければならないという理由は示されていない。そのため不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠２）財の移転

「負債と持分は，企業に対する請求権*の２つの種類を表す。企業の信用リスクの変動は，これら２種類間の財の移転を表す。貸し手の利益は通常は持分所有者の利益に優先し，潜在的な利得と損失は，契約条件により範囲が決められる。企業の持分所有者は，義務的な契約がない場合を除いて，企業によって招いた損失を補てんする追加投資を行うように要求されない。企業の負債支払能力が減退する一方で，所有者の請求権の効力は，投資額に限定される。それゆえ，見掛け上の借り手の利得を，借り手の所有者と貸し手の間の請求権の配分としてみることが可能である。

*「請求権」という用語は，この文章の中では，負債と持分との区分を解明する「請求権アプローチ」への関連としてよりも，一般的な意味で使用している。」（スタッフ・

ペーパー（2009）. p 12. par. 32）

「企業の財政状態計算書は，その認識された資産と，二組のそれらの資産に対する請求権—所有者のものとそれ以外のもの—を含んでいる。請求権の価値は，資産の価値から生じるものである。これは資産が，負債と持分の合計に一致する古典的な会計等式において捉えられている。所有者の相対的な請求権の割合は，追加の借入または他の新規の負債がない場合には，企業の総資産の増加または減少に伴い増加または減少する。」（スタッフ・ペーパー（2009）. p 12. par. 33）

（分類）不完全論理的根拠

上記「5. 3. 3 自身の信用リスクを公正価値に含める根拠」の「5. 3. 3. 1 討議資料（1997）に示された根拠」の（根拠５）経済的な結果の反映（ⅱ）—損失の転嫁と類似した根拠である。そこでも示したように，債権者が利益を計上した場合にその分を持分投資家に負担させる根拠，債務超過の状態における持分投資家の持分の増減について不明確な点がある。その点から不完全論理的根拠であるといえる。

（根拠３）会計上の不一致

「負債の信用リスクの変動を含まないことは，資産と負債の測定の会計上の不一致となってしまう。企業の資産が公正価値で測定される場合，それらの資産の信用格差の変動は，公正価値および損益またはその他の包括利益に影響する。もし負債の測定が信用格差の変動を取入れていなければ，会計上の不一致が存在し，損益またはその他の包括利益の金額の不一致により，ゆがめられてしまう。」（スタッフ・ペーパー（2009）. p 14. par. 42）

（分類）不完全論理的根拠／不完全実証的根拠

「企業の資産が公正価値で測定される場合」について示しているが，それ以外の場合について論じていない。その点から不完全論理的根拠であるといえる。

またその場合，資産の信用格差の変動と負債の信用格差の変動が対応するために，負債の信用リスクに起因する部分を公正価値に含めるべきであるとの論旨であると解されるが，そのような事実を検証した実証的な資料が示されていない。この点から不完全実証的根拠であるといえる。

なお「5. 3. 2 自身の信用リスクを公正価値に含めない根拠」の「5. 3. 2. 2 スタッフ・ペーパー（2009）に示された根拠」のなかの（根拠２）会計上の不一致では，財務諸表上にお

いて認識されない資産の価値と負債の信用品質が対応するとの趣旨であると解されるが，こちらも不完全実証的根拠であった。

負債の信用品質が，何に対応して変動するのかあるいは対応しないのかについて，不完全実証的根拠に基づくために，同じ会計上の不一致を根拠としながら，自身の信用リスクを公正価値に含めるか否かで逆の主張が導かれたものと考えられる。なんらかの定量的実証的根拠を示す必要があると考えられる。また定量的な測定が不可能であるならば，根拠とすることが適当ではないと考えられる。

## 6　お　わ　り　に

### 6.1　検出事項

本論文では，負債の当初認識後の測定について論点整理を行うとともに，公正価値測定の根拠および公正価値変動に自身の信用リスクに起因する部分を含めることの根拠について検討を行った。検討にあたっては，IASC または IASB が公表した資料および IAS／IFRS の結論の背景をもとに，それぞれに示された反対，賛成の根拠について，本論文中で示した「根拠の分類」に基づき分類を行った。

その結果，「普遍的論理的根拠」に基づくものはなかった。「不完全論理的根拠」となる理由を類型化すれば以下のようになる。

・一部の場合を示しているのみで普遍性を欠く
・論理的根拠を完全に示していない
・定義が明確ではない
・必要条件のみを示している

一方で「定量的実証的根拠」に基づくものもなかった。「不完全実証的根拠」となる表現を列挙すれば以下のようになる。これらはいずれも定量的な根拠を示していなかった。

・「多くの場合」
・「滅多にない」
・「かもしれない」

なお「困難である。」，「影響する。」などの断定的な表現で根拠を示している場合もあるが，これらの場合，その背後にあると考えられる実証的な根拠が示されていない。

以上から本論文で検討した論点に関して，IASC／IASB が IAS／IFRS を設定するにあたって取り上げた意見の根拠，あるいは IASC／IASB が結論の根拠としたものは，いずれも不完全論理的根拠または不完全実証的根拠であるといえる。

IASC／IASB の結論としては，IAS 第39号／IFRS 第 9 号において金融負債の公正価値を認めるものであり，また公正価値の変動に自身の信用リスクの変動部分を含めるものである。しかしながら，本論文における検討結果を基にすれば，不完全な根拠に基づいてこの結論に達していたのではないかとの疑いを持たざる得ない。

### 6.2　フレームワークと前提

フレームワークは，「将来の国際会計基準の開発および既存の国際会計基準の見直しに役立てる」ことが目的の一つとされている（フレームワーク．par. 1）。また上記，「4.2 根拠の説得力」でも述べたように普遍的論理的根拠であっても何らかの前提が必要であり，それがフレームワークであると考えられる。しかしフレームワークを根拠とし，そこから普遍的に導かれる結論として各規定を導いたものはなかった。この点からフレームワークが本来の目的通りに機能しているかが疑問である。また既に指摘しているが，各根拠における議論においてフレームワークにない前提をもとにしている場合があった。例えば「5.2.3 金融負債の公正価値評価に賛成する根拠」の（根拠２）リスク管理目的における目的などである。

一方で会計の前提として財務会計の教科書などでは，会計公準が挙げられている。例えば（桜井久勝．2012．p 55）によれば「企業実態の公準」，「継続企業の公準」，「貨幣的測定の公準」である。会計公準は会計基準のための公準ではないが，会計基準の設定においては前提となるものと考えられる。しかし本論文で取り上げた範囲に限っても，会計公準のみを前提として会計基準の妥当性は検討されていない。またフレームワークと会計公準とのみを前提として会計基準の妥当性は検討されていない。

このようにフレームワークおよび会計公準以外の前提により会計基準の妥当性の判断を行っていることになると考えられるが，このフレームワークおよび会計公準以外の前提が何を根拠にしているかが不明である。各論で独自の判断で前提を設定しているとも考えられる。

### 6.3　今後の課題

本論文においては IASC／IASB が公表した資料に取り上げられている根拠をもとに検討しているが，それらの資料の中で引用された論文についての詳細な検討は行っていない。

また公表されたコメントレターの分析を行っていない。今後の課題としては，これらの資料に示された根拠の検討を行うとともに，引用されていない論文等に示された学説，提案等の根拠についても検討を行いたいと考える。また本論文において検討対象とはしていないが，論点として挙げた（論点１－３）から（論点４）の各論点の検討についても今後の課題としたい。

さらにフレームワークおよび会計公準の役割についてさらなる検討を行いたい。またフレームワークおよび会計公準以外の前提について，その妥当性，根拠についての検討を行う必要がある。論理的に会計基準の妥当性を検討するためには，なんらかの前提が必要となる。この前提は突き詰めれば，フレームワークおよび会計公準であれ，それ以外のものであれ論理的に証明できるものではなく，証明なしに受け入れるものではないかと考えられる。論理学では証明なしに受け入れる前提が「公準」となる。会計公準およびフレームワークがこの「公準」に該当するのか。あるいは証明なしに受け入れる場合に，どのようにして「公準」を設定するのかについて今後の検討課題としたい。

## 注　　釈

1）収入額と償還額が同じである場合には，債務額で計上しても償却原価法で計上しても同じになるために，日本基準のように債務額で計上することを規定していないと推定される。

2）デリバティブである金融負債およびヘッジ手段としての金融負債についても，IAS 第39号および IFRS 第９号において規定されているが，本稿では議論の複雑化を避けるため考察の対象とはしていない。

3）定量的な数値を挙げ，比較として「多い」,「少ない」という表現がなされている場合のように主観が反映されない場合もある。

4）IASC 理事会により1989年４月に承認され1989年７月に公表された。その後，2001年４月に IASB に採用されたものである。

5）例えば「雨の降る日」であれば「天気が悪い」という命題が常に正しい場合でも，「天気が悪い日」であれば「雨が降る」という命題は常に正しいとは限らない。「雪が降る日」であれば「天気が悪い」という命題に言及していないために，「天気が悪い日」に「雪が降る」可能性を否定できないためである。

## 参　考　文　献

IASB. 2002. Exposure draft of proposed amendments to IAS 32, financial instruments: disclosure and presentation. IAS 39, financial instruments: recognition and measurement

———. 2003. International Accounting Standard 39 (IAS 39): Financial Instruments: Recognition and Measurement

———. 2004. Exposure Draft of proposed Amendments to IAS 39 Financial Instruments: Recognition

and Measurement The Fair Value Option
———. 2005. International Accounting Standard 39 (IAS 39): Financial Instruments: Recognition and Measurement
———. 2009a. Discussion Paper: Credit Risk in Liability Measurement
———. 2009b. Staff Paper: Credit Risk in Liability Measurement
———. 2009c. International Financial Reporting Standard 9 Financial Instruments
———. 2010a. Exposure Draft Fair Value Option for Financial Liabilities
———. 2010b. The Conceptual Framework for Financial Reporting
———. 2010c. International Accounting Standard 39 (IAS 39): Financial Instruments: Recognition and Measurement
———. 2010d. International Financial Reporting Standard 9 Financial Instruments
IASC. 1989. Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements
———. 1991. Exposure draft, E40: financial instruments
———. 1994. Exposure draft, E48: Financial instruments
———. 1997. Accounting for financial assets and financial liabilities: a discussion paper issued for comment by the Steering Committee on Financial Instruments
———. 1998. Exposure draft, E62: Financial instruments and measurement
———. 1999. International Accounting Standard 39 (IAS 39): Financial Instruments: Recognition and Measurement
Merton. 1974.「On the pricing of corporate debt: The risk structure of interest rates」. Journal of Finance (29): 449-470
企業会計基準委員会. 2006.「企業会計基準第10号金融商品に関する会計基準」
企業会計審議会. 2010a.「企業会計審議会議事録総会（平成22年８月３日開催）議事録」
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/gijiroku/soukai/f-20100803_s-giji.html（平成24年７月15日ダウンロード）
———. 2010b.「自社の信用リスク悪化に伴う負債評価益の計上」. 企業会計審議会総会（平成22年８月３日開催）資料３
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyou/siryou/soukai/20100803/03.pdf（平成24年７月15日ダウンロード）
桜井久勝. 2012.「財務会計講義第13版」. 中央経済社